

教 職 第 1865 号
令和4年(2022年)12月14日

各道立学校長 様

教 育 長

教職員の服務規律の保持について (通達)

教職員の服務規律の保持については、従来から機会あるごとに注意を喚起してきたところですが、依然として不祥事が後を絶たず、本年度は既に24件の懲戒処分を行っており、極めて憂慮すべき事態となっています。

学校教育は、児童生徒や保護者はもとより地域住民との信頼関係の上に成り立っているものであり、児童生徒の教育に直接従事する教職員には、一般の公務員に比べ、より高い倫理意識が求められています。

こうしたことから、職員一人一人が、全体の奉仕者として公共の利益のために職務を遂行すべき責務を負っていることや、児童生徒の手本となるべき立場にあることを改めて自覚し、学校教育に対する信頼を損なうことのないよう、特に、別紙に留意するとともに、所属職員に対して、別添リーフレットを配付の上、指導を徹底し、不祥事の未然防止と服務規律の保持に努めてください。

なお、職員の心身の健康を保持するため、年末年始は、各所属において業務上の配慮を行うなど、年休等の取得促進について積極的に取組を進められるようお願いいたします。

(総務政策局総務課人事係)
(総務政策局総務課決算・会計指導係)
(総務政策局総務課職員公務管理係)
(教職員局教職員課服務制度係)

1 飲酒運転などの交通違反・事故の防止について

交通安全教育に直接携わる教職員の交通違反・事故は、学校教育に対する社会の信頼を損なうものであり、児童生徒に与える影響も極めて大きく決して許されるものではないこと。

とりわけ、交通三悪といわれる飲酒運転、無免許運転及び速度超過はあってはならないものであり、職員の自覚により必ず避けられるものであること。

※ 飲酒運転による懲戒処分件数・・・1件(R4.12.8 現在) 令和3年度 3件

2 わいせつ行為等の防止について

教職員のわいせつ行為は、児童生徒の心に大きな傷を負わせるだけでなく、学校教育に対する保護者や地域社会の信頼を著しく失墜させる行為であり、決して許されるものではないこと。

特に、児童生徒と私的なメールやSNS等を使用したやりとりをすることをきっかけとして、事故につながる事が多いことから、携帯電話・電子メール・LINEその他のSNS等により児童生徒と私的な連絡を行わないよう指導を徹底すること。

※ わいせつ行為等による懲戒処分件数・・・1件(R4.12.8 現在) 令和3年度 3件

3 体罰の防止について

体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為で、いかなる理由があっても許されるものではなく、学校教育法第11条により厳に禁止されており、その防止に努めること。

※ 体罰等による懲戒処分件数・・・5件(R4.12.8 現在) 令和3年度 8件

4 ハラスメントの防止について

職員がその能力を十分に発揮できるよう良好な執務環境づくりを推進するため、ハラスメントの防止・排除に取り組むこと。

管理職においては、ハラスメントに関する正しい認識を持った上で、自らの行動や所属職員の言動がハラスメントに該当しないか、常に意識して職務にあたるとともに、相談しやすい体制づくりに努めること。

※ セクシュアル・ハラスメントによる懲戒処分件数・・・令和3年度 2件

5 個人情報紛失の防止について

個人情報漏えいした場合、二次的な被害をもたらす恐れがあることなどから、特に慎重な取扱いを要するものであり、個人情報の適切な管理を徹底すること。

※ 個人情報紛失による懲戒処分件数・・・令和3年度 3件

6 窃盗、金銭事故の防止について

万引きなど他人の財物を窃取する行為は、教職員としてあってはならない行為であること。

公費、私費にかかわらず、学校が取り扱う金銭の私的な流用等はあるはず、特に私費会計については、道立学校私費会計事務処理マニュアルに基づく校内事務処理規程等により適切に事務処理が行われているか確認するなど、金銭事故防止に努めること。

※ 金銭事故による懲戒処分件数・・・令和3年度 1件

7 政治的中立性の確保について

学校及び教職員は、政治的中立性を確保するとともに、関係法令を十分理解することが求められており、特に教職員は、その言動が児童生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことなどに留意すること。

8 適正な勤務時間の管理について

長期休業期間中についても、課業日と同様、正規の勤務時間が割り振られているため、勤務時間中に学校を離れる場合は、必要な手続を行うこと。

校外研修、特に自宅での研修の承認に当たっては、保護者や地域住民等に対しその説明責任を果たす観点から、必要性の有無等について適正に判断するなど、厳格に取り扱うこと。

9 公務員倫理の保持について

関係団体、業者等との間では、職務上の利害関係の有無及び名目の如何にかかわらず、公正な職務の執行に対する道民の誤解を招くことのないよう留意すること。

教職員の服務規律の保持について

○ 飲酒運転などの交通違反・事故の防止

年末は帰省やレジャーなどで自家用車を利用する機会や飲酒の機会が多くなります。特に、飲酒運転は、職員の自覚で防ぐことができます！

道立学校教職員の飲酒運転根絶に向けた「決意と行動」の取組を徹底しましょう！

- 飲酒する場所には、自家用車で行かない。
- やむを得ず、自家用車で行く場合は、事前に代行運転やタクシーを予約することなどにより、絶対に飲酒運転をしない。
- アルコールは12時間以上経過していても体内から抜けきらない場合があることを認識する。

「飲酒運転をしない、させない、許さない、そして見逃さない」



○ わいせつ事故の防止

通常、人は、理性と本能のバランスが取れていますが、飲酒や児童生徒との1対1の閉鎖空間＝私的空間にいることを繰り返したり、性的刺激などの条件により本能に押されて理性が抑制されることがあります。

条件によっては、誰にでも起こりうるという認識を持つことが大切です！

わいせつ事故は、被害児童生徒はもとより、関係者の人生に重大な影響を与えます！
日頃から危機意識を持つことにより、深刻な事態を回避しましょう！
信頼や敬慕は「教育者」に対するもので、「あなた」への恋愛感情ではありません！

- 指導等を行う場合は、密室を避け、できる限り複数で行う。
- 個別に生徒指導、学習指導にあたる時は、教頭、学年主任に連絡する。
- 児童生徒と私的な電話やメール、LINEその他のSNS等のやりとりはしない。
- 児童生徒を、私的用途で、自家用車に乗せない。
- 児童生徒を自宅には入れない。



○ 体罰事故の防止

体罰を行った教職員からは、依然として体罰に関する誤った認識を持っていたことで「自分の行為が指導の範囲内だと思った」という声や「感情的になってやってしまった」という声があります。

体罰は児童生徒の人権や人格を侵害する行為で、いかなる理由があっても許されるものではなく、学校教育法第11条により禁止されています！

教職員と児童生徒間の望ましいコミュニケーションの在り方を意識して指導しましょう！

- 生徒指導部などで体罰のない指導の在り方を話し合う。
- 対応が難しい指導等は、できる限り複数で行う。
(特定の教員や担任だけに任せない。)
- きつい言葉づかいや感情的な対応が多い教員に指導助言をする。



○ ハラスメントの防止

自らの言動がハラスメントに該当しないか、常に意識しましょう!

- ハラスメントは、言動の受け止め方に個人間で差があること、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまうことがあることを認識する。
- この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしない。



○ 個人情報紛失の防止

個人情報の漏えいは、児童生徒に二次的な被害をもたらす恐れがあります!
学校で定められた手続きに則り、慎重に取り扱きましょう!

- 個人情報を含むデータを複製したり、校外に持ち出したりしない。
- やむを得ず複製を必要とする場合や、校外に持ち出す場合は、校長の許可を得る。
- 一時的であっても、車内等に放置しない。
- 個人情報データは、使用目的が終わった時点で、消去等を行い処分する。

○ 窃盗、金銭事故の防止

学校が取り扱う金銭の私的な流用等はありません!
私費会計も、公費に準じ、厳正に取り扱きましょう!

- 業者などへの支払いなどは口座振込とする。
- 現金を机や引出しの中など金庫以外に保管しない。
- 支出手続後、速やかに領収書などの証拠書類を添付し上司へ報告する。



○ 政治的中立性の確保

政治的中立性を確保するとともに関係法令を十分に理解しましょう!

- 学校の内外を問わず、その地位を利用して、また、結果として地位を利用したようなかたちで特定の政治的立場に立って、児童生徒に接しない。

○ 適正な勤務時間の管理

勤務時間中に学校を離れる場合は、出張や外勤の命令、年次有給休暇の休暇処理のほか、職務専念義務の免除の承認など、必要な手続を行いましょ!

- 長期休業中についても、課業日と同様、正規の勤務時間が割り振られているため、勤務時間中に学校を離れる場合は、必要な手続を行う。
- 勤務時間中の職員団体活動は、地方公務員法で禁止されていることから行わない。

○ 公務員倫理の保持

利害関係の有無及びその名目に関わらず、関係団体や業者等との間では、道民の誤解を招くことのないよう行動に気をつけましょ!

- 飲食や遊技などの接待を受けない。
- 金品、贈答品については一切受け取らない。
- 便宜供与を受けてはならない。
- 教科書発行者などの依頼により労務を提供し、報酬を受領する場合は、あらかじめ許可を受ける。



冬季期間の交通事故に注意！！

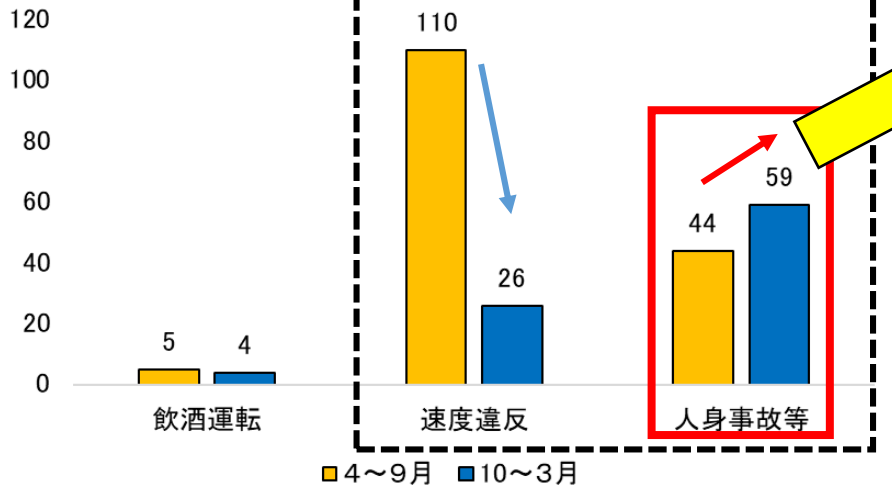
○ 冬季期間の人身事故等発生件数



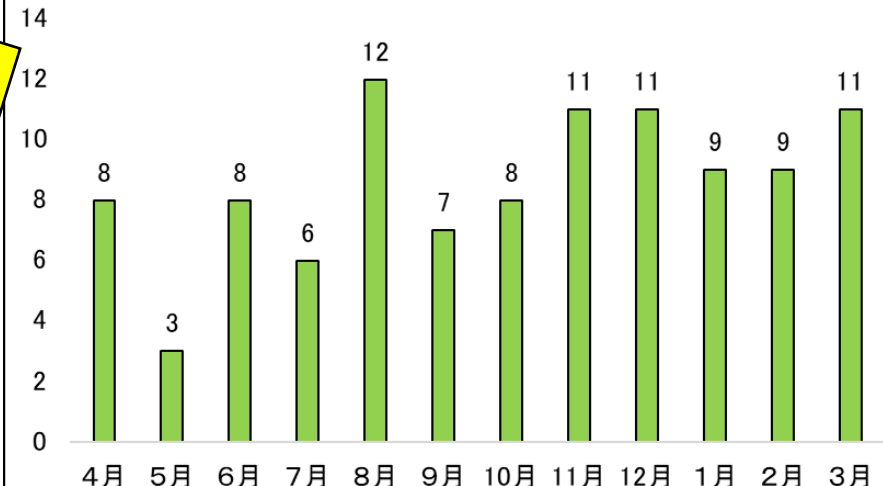
過去5年間（平成29～令和3年度）の上半期（4～9月）と下半期（10～3月）の種類の発生件数を比較すると、速度違反は下半期にかけて大幅に減少するのに対し、人身事故等は依然として多発している状況です。

冬季期間は路面凍結によるスリップ事故等が発生しやすい時期であり、自家用車の運転にあたっては、交通事故を起こさないための取組の実践が必要です。

種類別発生件数（H29～R3）



人身事故等発生件数（H29～R3）



○ 冬季期間における交通事故防止のために



① 3つの「急」を避け、ゆとりある運転

雪道での急発進・急ブレーキ・急ハンドルはスリップ事故の原因となる危険性あり。早めのスピードダウンと時間・車間にゆとりを持った運転を心がけること。

② 安全確認の徹底

降雪による視界不良で、安全確認が十分にできない状況が想定される。交差点等では対向車や歩行者などの安全確認を十分行うこと。

③ 天候・路面状況に合わせた運転

目的地までの天候や路面状況等を事前に把握し、状況に合わせた運転を心がけること。

雪や氷がなくても、日陰、橋、トンネルなどは凍結している場合があるので、路面状況には常に気を配ること。



<関係通知等>

1 飲酒運転などの交通違反・事故の防止について

- ・「飲酒運転根絶に向けた取組について」
(令和4年7月11日付け教職第888号総務政策局総務課長、総務政策局法制・公務管理担当課長及び教職員局教職員課働き方改革担当課長通知)
- ・「職員の飲酒運転に係る再発防止の徹底について」
(令和4年3月25日付け教総第4935号教育部長通知)
- ・「職員の交通違反・事故の防止について」
(令和3年11月16日付け教総第2328号総務政策局総務課法制・公務管理担当課長通知)
- ・「職員の飲酒運転再発防止の徹底について」
(令和3年9月21日付け教総第1761号教育部長通知)
- ・「職員の飲酒運転に係る再発防止の徹底について」
(令和3年8月20日付け教総第1412号教育部長通知)
- ・「飲酒運転根絶に向けた取組について」
(令和3年7月9日付け教職第893号総務政策局総務課長、総務政策局法制・公務管理担当課長及び教職員局教職員課働き方改革担当課長通知)
- ・「職員の飲酒運転に係る再発防止の徹底について」
(令和3年6月16日付け教総第769号教育部長通知)
- ・「教職員の皆さんへ～緊急メッセージ～」について
(令和元年6月6日付け教職第436号教育部長通知)

2 わいせつ行為等の防止について

- ・「教職員によるわいせつ事故の根絶に向けた研修資料について」
(令和4年5月18日付け教総第358号総務政策局総務課法制・公務管理担当課長通知)
- ・「教職員による不祥事の根絶に向けて「学校におけるわいせつ事故防止方策」について」
(令和4年3月31日付け教総第5057号総務政策局総務課法制・公務管理担当課長通知)
- ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について」
(令和3年6月18日付け教総第801号総務政策局総務課法制・公務管理担当課長通知)
- ・「児童生徒に対するわいせつ行為の防止について」
(令和3年6月4日付け教総第651号総務政策局総務課法制・公務管理担当課長通知)
- ・「職員と児童生徒の連絡手段の適切な取扱いについて」
(平成27年3月27日付け教職第3227号教育長通達)
- ・「教職員による重大事故の防止について」
(平成26年12月1日付け教職第1849号総務政策局教職員課服務担当課長通知)

3 体罰事故の防止について

- ・「令和3年度（2021年度）体罰等に係る実態把握の結果及び体罰等の防止について」
(令和4年6月3日付け教総第519号教育長通知)
- ・「教職員の不祥事防止のために（平成30年1月）」
- ・「学校教育指導資料 望ましい指導の在り方—体罰の根絶を目指して—（平成25年6月）」
- ・「教師と児童生徒間の望ましいコミュニケーションのあり方—体罰事故等を回避するための危機回避能力について—（平成18年9月）」

4 ハラスメントの防止について

- ・「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等に関する指針（令和4年1月改正）」
- ・「各種ハラスメントの防止等について」
(令和2年9月4日付け教職第1732号総務政策局総務課長及び教職員局教職員課長通知)
- ・「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する方針（令和2年6月改正）」
- ・「パワー・ハラスメントの防止等に関する指針（令和2年6月改正）」

5 個人情報紛失の防止について

- ・「学校における個人情報の紛失・流出の防止について」
(令和3年4月9日付け教総第105号総務政策局総務課法制・公務管理担当課長通知)
- ・「個人情報の適切な管理の徹底について」
(平成27年6月8日付け教総第473号教育部長通知)

6 窃盗、金銭事故の防止について

- ・「道立学校における金銭事故の防止について」
(令和2年6月17日付け教総第779号総務政策局総務課法制・公務管理担当課長通知)
- ・「教職員による重大事故の防止について」
(平成26年12月1日付け教職第1849号総務政策局教職員課服務担当課長通知)

7 政治的中立性の確保について

- ・「教職員等の選挙運動の禁止等について」
(令和元年6月6日付け教職第431号教育長通知)

8 適正な勤務時間の管理について

- ・「教職員の勤務時間の適正な管理について」
(平成25年4月4日付け教職第31号総務政策局服務担当課長通知)

9 公務員倫理の保持について

- ・「教職員の服務規律の保持について」
(令和4年6月10日付け教総第584号教育部長通知)
- ・「教科書採択における公正確保の徹底等について」
(令和4年4月22日付け教義第86号教育部長通知)
- ・「教職員の服務規律の保持について」
(令和4年4月21日付け教総第167号教育部長通知)
- ・「服務規律の確保について」
(令和3年11月10日付け教総第2266号教育部長通知)
- ・「教職員の服務規律の保持について」
(令和3年9月8日付け教総第1636号教育部長通知)
- ・「服務規律の厳正な保持等について」
(令和3年6月10日付け教総第721号総務政策局長通知)
- ・「綱紀の厳正な保持について」
(令和2年10月8日付け教総第1834号教育長通達)

10 参考ページ・リーフレット

- ・「教職員によるスクールコンプライアンス確立について」
(令和4年11月4日付け教総第1939号総務政策局総務課法制・公務管理担当課長通知)
- ・「教職員による不祥事防止に向けた研修資料について」
(令和4年11月2日付け教総第1900号総務政策局総務課法制・公務管理担当課長通知)
- ・「教職員不祥事根絶ポータルサイトの開設について」
(令和4年4月27日付け教総第202号総務政策局総務課法制・公務管理担当課長通知)
- ・「リーフレット「わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントの根絶に向けて」について」
(令和3年5月13日付け教総第389号総務政策局総務課法制・公務管理担当課長通知)
- ・「リーフレット「自分の「心」を見つめてますか？～不祥事防止研修資料～」について」
(令和3年3月24日付け教総第3410号総務政策局長通知)